

令和8年度

令和 8 年 7 月 7 日

大 刀 洗 町

大刀洗町役場こども課

Ver.

現 場 説 明 書

1. 工事名称等

菊池学童保育所Ⅲ新築

工事

2. 適用事項

2.1 適用

2.1.1 現場説明会

現場説明会は **行わない**

2.1.2 工事説明会

近隣への工事説明会を **行わない**

2.1.3 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に **該当する**

2.2 測定、試験等

2.2.1 ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定

室内空气中化学物質の濃度測定を **行わない**（別紙1「測定要領」参照）

ホルムアルデヒド測定

検体数

ヶ所

VOC測定

検体数

ヶ所

測定対象室

※測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認のこと。

2.2.2 レーミストコンクリートの単位水量測定

レーミストコンクリートの単位水量の測定を **行わない**（別紙2「測定要領」参照）
<新築工事で延床面積1,500㎡以上の建物に適用>

3. 説明事項

3.1 一般事項

3.1.1 現場代理人及び主任技術者等

工事請負者は次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置しなければならない。

一 現場代理人

二 (A) [専任]の主任技術者（(B)以外の時）

(B) [監理技術者資格証の交付をうけた専任の] 監理技術者

（下請け契約の代金額が建築一式工事の場合は6,000万円以上）

ただし、(A)、(B)について、以下の期間は工事現場への専任期間から除くことが出来ることとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 自然災害の発生又は、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

また、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないこととする。

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ）

3.1.2 工期 工期は、建物引渡しまでとする。

3.2 工事に係る各種提出、届出に関する事項

3.2.1 建設業退職金共済に係る書類の提出 契約後、1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。

3.2.2 下請負人の町内優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を町内中小企業から選定するよう努めなければならない。

3.2.3 工事実績情報の登録 請負者は工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「建設情報実績」を作成し、大刀洗町の確認を受け、その後に（財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを大刀洗町に提出すること。

3.2.4 許可申請・届出 各種申請、届出については下表を参考。

許可申請・届出等	提出先	提出者
・建築物除却届	県知事 各建築行政窓口)	工事請負者
・電灯、電力撤去申込	電力会社	町 工事請負者代行)
・自家用電気廃止申込	電力会社	町 工事請負者代行)
・PCB使用電気機器保有状況調査票	(財)電気絶縁物処理協会	町 工事請負者代行)
・PCB使用電気機器保管場所変更届出書	九州経済産業局	町 工事請負者代行)
・電話機撤去申込書	電話会社	町 工事請負者代行)
・水道使用中止届	水道局	町 工事請負者代行)
・ガス装置撤去申込	ガス会社	町 工事請負者代行)
・危険物貯蔵所廃止届	消防署	町 工事請負者代行)
・危険物仮貯蔵仮取扱届	消防署	工事請負者
・圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	工事請負者
・浄化槽廃止届	保健所	町 工事請負者代行)
・道路占用許可申請	道路管理者	工事請負者
・特殊車両通行許可申請	道路管理者	工事請負者
・道路使用許可申請	警察署	工事請負者
・通行禁止道路通行許可申請	警察署	工事請負者
・特定建設作業実施届	市町村 公害係)	工事請負者
・労働基準法に関する各種届出	労働基準監督署	工事請負者
・労働安全衛生法に関する各種届	労働基準監督署	工事請負者
・給水の開栓に関する届	市町村 水道部局)	工事請負者

3.3 工事現場における掲示

- 3.3.1 工事用表示板の掲示 工事現場の外部に面した位置に監督職員の承諾を得て、別に定める仕様の看板を掲示すること。
- 3.3.2 建設業許可に関する掲示 公衆の見やすい場所に「建設業許可を受けたことを示す標識」を掲示すること。
- 3.3.3 建設業退職金共済に係る掲示 工事現場内の見やすい所に、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識シールを掲示すること。
- 3.3.4 労災保険関係成立表の掲示 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第74条による労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- 3.3.5 施工体制台帳の作成、掲示等 建設業法第24条の7により施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写し（1次以下の下請契約請負金額を明示した請負契約書等を添付したもの）を監督員に提出すること。
- 3.3.6 下請施工体系図の作成、提出、掲示 請負者は、下請負契約（一次及び二次下請以降すべての下請負契約を含む。）を締結したときは、金額、工種の如何に関わらず、指定された様式により下請施工体系図を作成し、遅滞なく監督職員に提出すること。また、提出した下請施工体系図の内容に変更が生じた場合は、その都度変更作成し、遅滞なく監督職員へ提出するものとする。
- 3.3.7 再下請負通知書について 「下請負人が再下請けを行う場合に、再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示」を工事現場の見やすい場所に設置する事。
（下請け契約の代金額が建築一式工事の場合は4500万円以上）

3.4 工事関連資料の作成に関する事項

- 3.4.1 仮設計画書、総合図の提出、承諾 工事に必要な仮施設（監督員事務所・現場員事務所・現場倉庫・労務員休憩所・現場工作所・仮設便所・仮囲い・建設副産物の分別置き場・工事用進入経路等）の位置規模等を表記した仮設計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。
また、各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督職員の承諾を受けること。総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など全て盛り込んだ図面として、それらの接点の細部調整をおこなうこと。総合図の作成に際しての調整は建築工事の請負者がおこない、設備工事・その他の請負者は協力をおこなうこと。

3.5 工事中の災害防止、安全管理、環境への配慮、補償等に関する事項

- 3.5.1 工事中の災害防止について 施工期間中は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に常に工事の安全に留意して現場管理をおこない、工事に伴う災害、事故等の防止に努めること。
- 3.5.2 現場内の交通安全対策等について 工事現場及びその周辺においては、施設利用者及び一般者の安全に十分な対策を講じること。
また、工事車両については、その進入・退出の時間について施設管理者と十分協議をおこなう他、動線が交差する箇所における最徐行運転、公道の出入口部分における一般通行者に対する安全対策及び清掃に十分配慮すること。
工事関係者（下請・納入業者等）に対しても、交通安全対策を徹底させること。
- 3.5.3 騒音、粉塵等の対策 工事の施工（解体工事を含む）に伴って発生する騒音、振動、塵埃等については、着手前に関係官庁の指導と許可を受けること。
また、周辺住民の環境を損なうことのないよう充分注意すると共に、工事工程等を町監督職員及び施設管理者と充分協議し施設運営に支障がないよう注意すること。
解体に伴う、粉塵の飛散防止のため高圧ジェットポンプ等により十分な散水をおこなうこと。
なお、別紙3「排出ガス対策型・低騒音型建設機械の基準」を参考に機器の調達を行うこと。

- 3.5.4 有機溶剤の適正保管 青少年非行防止の観点等から、シンナー等の有機溶剤の保管管理については、保管を厳重に行い盗難防止に努めること。
- 3.5.5 環境への配慮 排出ガス対策型、低騒音型建設機械（別紙「排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の基準」参照）を調達すること。
- 3.5.6 既存施設の破損防止、復旧 着工前に監督職員及び施設管理者立ち会いの上、写真等により現状を把握し、既存建築の被害及び道路等の破損防止に努めること。もし、被害を与えた場合は、業者負担によりすみやかに原型復旧すること。
- 3.5.7 建設工事中の火災保険 工事請負契約約款第51条による工事目的物及び工事材料等を火災保険にふさなければならないもの及び、始期と終期は次のとおりとする。

保険対象物	保険対象金額	始 期	終 期	備 考
建築物	特殊基礎工事・屋外付帯工事を除く請負金額	工事材料等（可燃物材）を現場に搬入したとき	建物引渡しから1ヶ月後まで	

- 3.5.8 近隣建家の破損防止、復旧 着工前に写真等により現状を把握し、既存建家の破損防止に努める事。もし、被害を与えた場合は、業者負担によりすみやかに原型復旧する事。

3.6 工事の施工に関する事項

- 3.6.1 縄張り 設計図書に基づいて縄張りを行い、監督職員の承諾を得ること。
- 3.6.2 足場 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手摺り、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
- 3.6.3 文化財その他埋蔵物 工事施工にあたり、文化財その他の埋設物を発見した場合は直ちにその状況を監督職員に報告すること。その後の措置については監督職員の指示に従うこと。

3.7 建設発生土、建設副産物、アスベスト等に関する事項

- 3.7.1 工事に伴う建設副産物の処理 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、発注工事ごとに現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
工事に際しては「建設副産物の処理計画」の承諾を得、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。
さらに、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」適用時は再生資源等報告書を提出すること。
本工事で発生する建設廃棄物のうち、最終処分場等へ搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。

※ 参考受入場所は別紙4「発生材の処理（受入場所）」参照

- 3.7.2 建築物等の解体等
石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては
① 所轄労働基準監督署に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合
② 当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。
①の場合、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。
②の場合、石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること。
なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること。
※掲示の例は厚生労働省ホームページ内、「建築物等の解体作業等における石綿のばく露防止対策等の掲示について」参照のこと。
- 3.7.3 重電機器等の処分
PCBの混入の有無が不明の場合、製造業者へ問い合わせ等の方法又は、検査機関等による絶縁油のPCB濃度の測定によって、PCB混入の可能性の有無を確認すること。
PCB廃棄物に該当することが確認された機器は通常の産業廃棄物として処分することはできず、廃棄物処理法の保管基準に基づく適正な保管、PCB特措法に基づく県知事等への届出が必要となること。
※県ホームページ(「トップページ」→「くらしと環境」→「環境・衛生」→「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に向けて」)参照のこと。
- 3.7.4 建設汚泥の適正処理及び建設汚泥処理物の取扱い
① 建設汚泥について適正処理が講じられるよう、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日環産産発第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)をもって通知された「建設廃棄物処理指針」※1に沿った建設汚泥の適正処理の確保に努めること。
② 建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適正に処分すること。
建設汚泥処理物について、福岡県では資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を行い、その利用促進を図る制度(福岡県リサイクル製品認定制度※2)を創設しています。
建設汚泥処理物を利用する場合は、当該認定を受け、当該認定基準を満たす製品を積極的に購入、使用等するようにすること。
※1 環境省のHP参照
<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000319>
※2 県のHP参照
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/nintei?OpenDocument>
- 3.8 建設材料の優先利用等に関する事項
- 3.8.1 県産資材の優先使用
工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の使用に努めること。
県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業からの調達に努めること。
- 3.8.2 木材・木材製品
木材・木材製品については、合法性や持続可能性が証明されたものを利用すること。
- 3.8.3 県産木材
県内で産出された木材の使用に努めること。特に小径丸太材については、原則として(県産)間伐材等を使用すること。

4. 竣工後の検査 竣工後1年及び2年に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査報告し、担当者と協議の上、対処すること。

5. 指導事項

ダンプ・トラックによる過積載の防止について

1. 工事用資機材等の積載超過をしないこと。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りしないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものに請け負わせないこと、また資材を搬入させないこと。
7. 1から6までのことについて、下請契約における受注者を指導すること。

6. 作業及び書類の作成要領

・福岡県「工事の手引き」による。

「工事の手引き」等掲載場所 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eizensetsubika-koujitebiki-h25.html>

揮発性有機化合物の室内濃度測定要領

別紙1

160610
230801 一部改正

1. 測定対象科学物質

測定対象科学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
トルエン	0.07ppm (260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
キシレン	0.20ppm (870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
エチルベンゼン	0.88ppm (3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
スチレン	0.05ppm (220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

2. 測定対象室

9

(現場説明書に明記なき場合、下記により監督職員と協議の上、決めることとする。)

一般建築物……測定対象室は、次の①から⑦とし、それぞれ1室以上を測定する。

①事務室 ②会議室 ③上級室 ④休憩室 ⑤居住室・宿泊室
⑥研究室などその他の主要室 ⑦書庫、倉庫など常時換気しない室

測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行う。

学校施設……普通教室、特別教室、体育館等必要と認める教室について行う。
(室数：普通教室1室を含み、1割以上の室数)

※なお、改修工事においては、測定対象室のうち、内装改修等を行った室について測定を行う。(一般建築物及び学校施設)

3. 測定箇所数

(現場説明書に明記なき場合、下記により監督職員と協議の上、決めることとする。)

測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積A (㎡)	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$	$500 < A$
測定箇所数	1	2	3	4

4. 測定及び分析方法

測定は、パッシブ型採取機器(別紙「ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ型採取機器(サンプラー)一覧表」参照)を用いて、次の要領で行う。

① 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分間換気する。

② 5時間閉鎖

①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

③測定

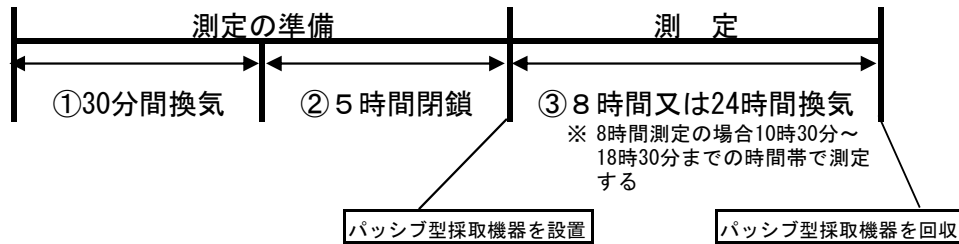
測定は次のイからハによる。

イ ②の状態のままで測定する。

ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注： ①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させない物は停止させたままとする。

④分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

5. 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発生源を特定する等原因を確かめ、換気等の措置を講じた後、再度測定し、指針値以下であることを確認する。

6. 測定記録及び報告

測定に際し、場所、日時、温度、湿度、天候、内装仕上げ、その他条件を記録し、分析機関からの報告書（原本）と共に監督職員に報告する。

建築物の躯体におけるレディミクストコンクリートの単位水量測定要領

1. 単位水量の測定

- (1) 単位水量の測定は、 150 m^3 に1回以上及び荷下ろし時に品質の異常が認められたときに実施する。
- (2) 単位水量の最大値は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下、「標準仕様書」という。）6.2.4(1)による。
- (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
 - 1) 測定した単位水量が、計画調合書の設計値（以下、「設計値」という。） $\pm 15\text{ kg/m}^3$ の範囲にある場合はそのまま施工する。
 - 2) 測定した単位水量が、設計値 ± 15 を超え $\pm 20\text{ kg/m}^3$ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値 $\pm 15\text{ kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
 - 3) 設計値 $\pm 20\text{ kg/m}^3$ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、設計値 $\pm 20\text{ kg/m}^3$ 以内であることを確認する。更に、設計値 $\pm 15\text{ kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
 - 4) 3) の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認すること。
- (4) 単位水量管理についての記録を書面（計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等）と写真により提出する。
- (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法（電子レンジ法）、エアメータ法又は静電容量測定法による。
また、試験機関は、当該コンクリート製造所以外であれば、公的機関のほかコンクリート製造所や建設会社（元請けを含む）の試験部門など単位水量を測ることができる機関を選定する。

品目名	判断の基準等				
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○ 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。				
	(別表1)				
	対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NO _x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
	出力区分				
	7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	
30~272kW以下	1.3	9.2	5	50	
低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○ 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。				
	(別表2)				
	機 種	機関出力	騒音基準値		
	ブルドーザー	P<55	102		
		55≤P<103	105		
		103≤P	105		
	バックホウ	P<55	99		
		55≤P<103	104		
		103≤P<206	106		
		206≤P	106		
	ドラグライン クラムシェル	P<55	100		
		55≤P<103	104		
		103≤P<206	107		
		206≤P	107		
	トラクターショベル	P<55	102		
		55≤P<103	104		
		103≤P	107		
	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100		
		55≤P<103	103		
		103≤P<206	107		
		206≤P	107		
	パイプハンマー		107		
	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・ 引拔機 油圧式杭圧入引拔 機	P<55	98		
		55≤P<103	102		
		103≤P	104		
	アースオーガー	P<55	100		
		55≤P<103	104		
		103≤P	107		
	オールケーシング 掘削機	P<55	100		
		55≤P<103	104		
		103≤P<206	105		
		206≤P	107		
	アースドリル	P<55	100		
		55≤P<103	104		
		103≤P	107		
	さく岩機(コンクリート ブレイカー)		106		
	ロードローラー・タイヤロー ラー・振動ローラー	P<55	101		
		55≤P	104		
	コンクリートポン プ(車)	P<55	100		
		55≤P<103	103		
		103≤P	107		
	コンクリート圧砕 機	P<55	99		
		55≤P<103	103		
		103≤P<206	106		
		206≤P	107		
アスファルトフィ ニッシャー	P<55	101			
	55≤P<103	105			
	103≤P	107			
コンクリートカッ ター		106			
空気圧縮機	P<55	101			
	55≤P	105			
発動発電機	P<55	98			
	55≤P	102			

発 生 材 の 処 理 (受入場所)

別紙4

	分別品目	処分条件等	参考受入場所
指 定 副 産 物	・建設発生土	<ul style="list-style-type: none"> ・現場外搬出適切処理 ・現場外指示の場所へ搬出 ・現場内指示の場所 	福岡県筑紫野市山家2044番1外3筆
	特定建設副産物 ・がれき類 (コンクリート魂)	<ul style="list-style-type: none"> ※再資源化施設へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県久留米市善導寺町木塚字津遊畑1698番1
	・がれき類 (アスファルト魂)	<ul style="list-style-type: none"> ※再資源化施設へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県朝倉市堤字大岩172番地4
	・木くず	<ul style="list-style-type: none"> ※再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県筑紫郡那珂川町道善3丁目75番地
	・汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・現場内再利用 ・再資源化施設へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県筑紫野市山家2044番1外3筆
そ の 他 の 副 産 物	・廃プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県筑紫野市岡田3丁目10番3
	・ガラス、陶器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県久留米市藤山町字狸川15番1
	・廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県筑紫野市平等寺1262番1
	・金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県久留米市善導寺町島字八反田1043・1044番合併3
	・繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設へ搬出 ・中間処理場へ搬出 ・最終処分場(埋立処分)へ搬出 	福岡県久留米市大善寺町宮本字北鳥367番2
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	・廃石綿等	「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境省大気保全局)」に従い、収集、運搬、処分を行う。	
	・廃PCB等	「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。	

注) 建設副産物の処理については、上記により指定された処理方法を原則とするが、「参考受入場所」については、受入場所を限定しているものではない